

討議用資料

医療法人の出資規制に関する当院見解

—ウラジオストック画像診断センター事業からの考察—



平成25年11月06日

社会医療法人北斗

理事 事務部副部長

西田 崇雄

過半数出資規制による事業リスク増について

1. 出資規制により、過半数出資が不可

2. そのため、ガバナンスが効き難い

- ① 追加投資をする際にも、他株主との合意形成が必要
- ② 今後、増資をするにしても現行出資者が33%以上保有(ロシア国内の一般的な支配基準に関する比率)に拘ると、出資比率を維持する為、他出資者も同額の増資が必要となる
- ③ 合意できない場合は増資も難しくなる

<合併会社出資者一覧>

組織名	出資比率(%)
(有)サナトリウム・ストロイチェリ	18
(有)アキラ	18
PJL(株)	15
社会医療法人 北斗	49
合計	100

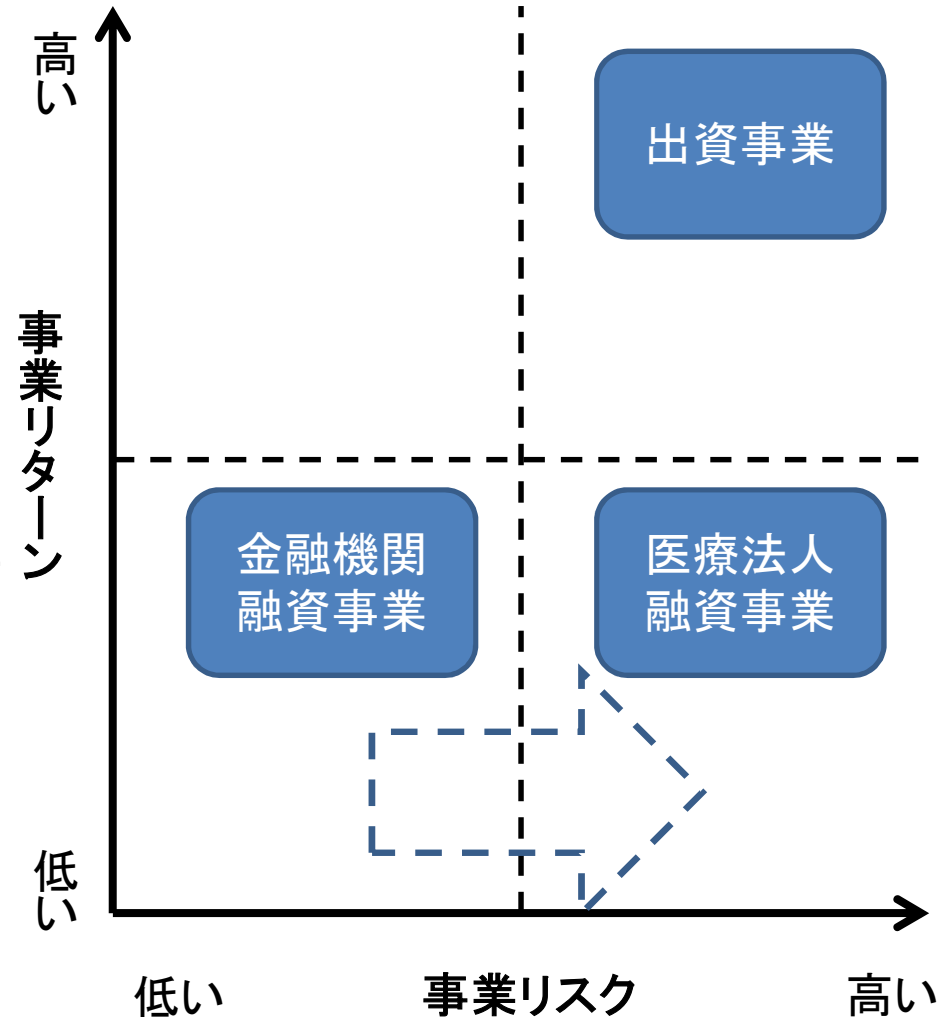
医療法人は融資をすべきではない

1. 融資は金融機関の生業である

- A) 事業計画や担保等審査プロセスやその人材、融資後の案件格付け等、融資に必要なノウハウを我が国医療法人は持ち合わせていない
- B) 上記の融資ノウハウの結果として、融資事業のリスクを限定。従いリターンは高くない。

2. 医療法人が果たすべき機能

- A) 医療法人は医療/介護事業の経営に専念すべきあり、融資による経営関与は医療法人の領域ではない



医療法人の出資規制に対する当院見解

1. 出資者としては過半数以下の為、ガバナンスが効き難い
2. 審査ノウハウの無い医療法人が融資をすると、そのリスクは出資と変わらない。
3. 将来的には追加投資に関する株主間の見解の違いや、会社乗っ取り等、事業リスクが高まる可能性が有る
4. 医療法人はヒト/モノ/カネ等の資源で医療介護事業を営むことが生業であり、ウラジオストック事業は帯広での医療介護事業に大きな影響を及ぼさない範囲で、ヒト/モノ/カネを投じて営んでいる

一定の条件(医療介護事業に影響を及ぼさない等)を付した上で、過半数以上若しくは全額等、出資規制の緩和を希望